

第3 工事関連費

1 未成工事支出金等として経理した交際費

(1) 法人税の取扱い

ア 仮払金処理した交際費等

(ア) 損金算入時期

法人が各事業年度において支出した交際費等とは、交際費等の支出の事実があったものということとされており、その支出の事実のあったときは、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のあったときをいうこととされていますが、これらの行為があり、これらの要した費用の額について仮払または未払等で経理をしているかどうかは問わないこととされています（措通61の4(1)–24）。

したがって、実際に支出した金額を仮払金経理していたとしても、支出交際費等の金額に含めなければなりません。

(イ) 調整方法

仮払金については、実際に社外に流出している金額が仮払金という資産勘定に計上されていますから、別表四で減算・留保の申告調整をしなければならないこととなります。

イ 未成工事支出金処理した交際費等

交際費等の損金算入時期については、上記ア(ア)で説明したとおりですが、同じ理由から、資産の取得価額に含まれている交際費等でその事業年度の損金の額に算入されていないものであっても、その支出の事実があった事業年度の交際費等に算入することとされています（措通61の4(1)–24(1)）。

この資産の取得価額には、「未成工事支出金」も含まれると解されますから、未成工事支出金として経理した金額は、支出交際費等の金額に含めなければなりません。

(ア) 申告調整

交際費等の損金不算入額とされた金額のうち、未成工事支出金としてその事業年度の損金の額に算入されていない部分の金額（以下、「原価算入額」といいます。）は、その事業年度の確定申告書において、その原価算入額のうち損金不算入額からなる部分の金額を限度として、その事業年度終了の時における未成工事支出金を減額することができることとされています（措通61の4(2)–7）。

(イ) 計算方法

その原価算入額のうち損金不算入額からなる部分の金額は、次の算式により計算した金額とすることができることとされています（措通61の4(2)–7）。

$$\text{申告調整により未成工事支出金を減額できる金額} = \text{交際費等の損金不算入額} \times \frac{\text{未成工事支出金に含まれている交際費等の金額}}{\text{その事業年度において支出した交際費等の金額}}$$

なお、この取扱いの適用を受けた場合には、その減額した金額は、翌事業年度において決算調整しなければならないこととされています（措通61の4(2)～7注書）

つまり、未成工事支出金として経理処理した交際費等の金額は、申告調整により減額（別表四で減算・留保処理）することができることになります。

ただし、ここで留意しなければならないのは、この申告調整は、あくまでも自らが確定申告しなければならないという点です。

したがって、上記(1)の仮払金の場合と異なりこの申告調整をしていない場合には、税務当局は更正処分に当たってその減額の処理をしないことになります。

(2) 消費税の取扱い

消費税の取扱いは、次のとおりとなります（消基通11-3-5）。

- ① 未成工事支出金および仮払金として経理処理した交際費等の金額は、いずれも当期の課税仕入れに該当します。
- ② 未成工事支出金に係る課税仕入れの時期は、その課税仕入れをした日の属する課税期間とされていますが、継続適用を条件として、建設工事等に係る目的物の引渡しをした日の属する課税期間とすることも認められます。

なお、原則的な方法の場合には、未成工事支出金として経理処理した材料費や外注費であっても、いまだ引渡し等を受けていない部分の金額については課税仕入れとすることはできません。

税務調査への対応

建設業においては、毎期末未成工事支出金の金額が多額に上ることから、その勘定中の交際費等の有無については必ず調査の対象項目として取り上げられることになります。

決算に当たって、未成工事支出金勘定のうちに交際費等に該当する金額が含まれているか否かをチェックし、含まれている場合には、その金額を抽出して別表十五（法税74②、法税規34②）の「支出交際費等の額の明細」「支出額」欄に記載することになります。

この場合、その金額の申告調整（別表四で減算・留保の処理）を必ず行う必要があります。

◆税務証拠資料

- 交際費等の支出に関する社内規定
- 請求書
- 領収書

参 考 判 例 等

○繰延資産経理された交際費等に係る損金不算入額を繰延資産から減額しなかったとしても違法ではないとされた事例

繰延資産の金額に算入された交際費等の金額のうち損金不算入額に対応する部分の金額を、更正決定の処分にあたって、当該繰延資産の金額から減額しなかったとしても違法ではないとした事例（裁決昭56・7・1裁事22・248）

ケーススタディ

＜税 務＞

○交際費等の損金不算入額の計算

Q 当社は、建設工事業を行う法人です。当社が当期に支出した交際費等の額1,500万円のうち、未成工事支出金に含まれている交際費等の額が100万円ありました。この場合の具体的な申告調整の方法について教えてください。

なお、当社の資本金は5,000万円、事業年度は1年です。

（※交際費等の定額控除限度額：400万円）

A 申告調整（別表調整）する金額ならびに別表四および別表五(一)の当期および翌期の記載は、解説のとおりとなります。

解 説

＜交際費等の損金不算入額＞

- ① 支出交際費等の額 15,000,000円
- ② 定額控除限度額

$$4,000,000円 \times 12月 / 12月 = 4,000,000円$$

③ 損金算入限度額

①と②のうち少ない金額 ∴②

② × 90/100 = 3,600,000円

④ 損金不算入額

① - ③ = 11,400,000円

<申告調整により未成工事支出金を減額できる金額>

11,400,000円 × $\frac{1,000,000円}{15,000,000円}$ = 760,000円

<申告調整（別表調整）>

(1) 当期の処理

【別表四】

区 分		総 額	処 分		
			留 保	社外流出	
加算	交際費等の損金不算入額	11,400,000		その他	11,400,000
減算	未成工事支出金減額損	760,000	760,000		

【別表五(-)】

区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額
		減	増	
未成工事支出金	0	760,000		△760,000

(2) 翌期の処理（未成工事が完成した場合）

【別表四】

区 分		総 額	処 分		
			留 保	社外流出	
加算	未成工事支出金減額損否認	760,000	760,000		

【別表五(-)】

区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額
		減	増	
未成工事支出金	△760,000	△760,000		0